

令和6年3月25日

安中市長 岩井 均 様

安中市行政改革審議会

会長

小竹 裕人

未利用施設の利活用について（答申）

令和5年7月7日付安政発第090001号にて諮問のあった事項について、本審議会において活発かつ慎重に審議を行った結果、下記に掲げるとおりの結論を得ましたので答申します。

記

現在未利用となっている公共施設は、その存在が市の魅力を損なわせたり財政的負担を増やしたりすることがないように、早急に利活用方法を検討していくことが求められている。そのための方策として、別紙「安中市における未利用施設の利活用に係る基本方針」及び「安中市における未利用施設の利活用に係る基本的な流れ」を基に、市としての方針を適切かつ迅速に策定するよう求める。



安中市における未利用施設の利活用に係る基本方針

1. 未利用施設は保有するだけでも維持管理コストがかかるため、市の財政負担をできる限り抑えると同時に、最も効果的・効率的な活用を目指します。
2. 施設を利用しないことが決定した場合には、迅速に利活用方法を検討します。
3. 将来必要となる維持管理コストをできる限り見える化・公表し、民間や庁内の利用ニーズや地域住民の意向等を比較考量した上で、保有継続*、貸付、売却の判断をします。

※保有継続：市が未利用施設の用途を変更して利活用すること、又は市が将来の使用計画が明確になっている施設を直接保有し続けることであり、ここに貸付は含まない。

安中市における未利用施設の利活用に係る基本方針

【解説付き】

【方針1】

未利用施設は保有するだけでも維持管理コストがかかるため、市の財政負担をできる限り抑えると同時に、最も効果的・効率的な活用を目指します。

【方針1の解説】

未利用施設が発生した場合、単に保有・維持するだけでも人件費や建物保険料、維持管理費等が継続的に必要となります。また、老朽化が進むことにより、修理費が必要となります。

そのため、未利用施設の維持管理については、近隣住民等に配慮しながら、必要最低限に留め、市の財政負担をできる限り抑えることとします。

また、未利用施設の利活用に際しては、市や地域の活性化のために最も効果的な活用を目指すとともに、市の行財政運営にとって最も効率的な活用を目指します。

安中市における未利用施設の利活用に係る基本方針

【解説付き】

【方針2】

施設を利用しないことが決定した場合には、迅速に利活用方法を検討します。

【方針2の解説】

未利用施設を長期間未利用のままにしておくことは、方針1に加え、市の魅力を低減させることにつながります。逆に、未利用施設の新たな利活用は、市の活性化につながります。このようなことから、未利用施設を長期間未利用のままにしないことが非常に重要です。

未利用施設が生じた場合には、施設の状況をできる限り早く整理し、耐震性がない施設や老朽化により利活用できない施設については解体撤去を行い、それ以外の未利用施設については、利活用に係る検討を迅速に開始することといたします。

安中市における未利用施設の利活用に係る基本方針

【解説付き】

【方針3】

将来必要となる維持管理コストをできる限り見える化・公表し、民間や庁内の利用ニーズや地域住民の意向等を比較考量した上で、保有継続、貸付、売却の判断をします。

【方針3の解説】

未利用施設の利活用を検討する際には、施設を残していく場合に将来必要となる維持管理コストについて、できる限り見える化を図ります。その上で、市で新たな行政目的に沿って有効活用することができるかどうか、市の行政内部で利活用のニーズの調査・調整を行います。また、見える化したものを公表することで、民間企業を始めとしたニーズや地域住民の意向も明確になりますので、広い視野でよりよい活用方法を検討することが可能です。

利活用の判断をしていくにあたっては、ニーズとコストを比較考量した上で、市で保有することを継続していくべきなのか、貸付するべきなのか、売却するべきなのかという判断を行っていきます。

安中市における未利用施設の利活用に係る基本的な流れ

典型例を以下に示します

場所の
選定

- ・公共施設が未利用となる

検討の
開始

- ・市内ニーズの調査、調整
- ・地域住民・関係者との協議

- ・保有継続、貸付の検討開始

ニーズの
把握

- ・サウンディング調査
- ・HPで利活用の募集

- ・みんなの廃校プロジェクトへの応募 ※広くアイデアを募る学校施設の場合

活用案の
決定

- ・保有継続、貸付、売却の方向性の決定

- ・活用できない場合は売却

事業者の
募集

- ・HPで募集

- ・みんなの廃校プロジェクトへの応募 ※学校施設のみ

事業者の
選定

- ・プロポーザル審査
- ・一般競争入札

事業者の
内定

- ・優先交渉権者の決定

住民への
報告

- ・地域住民への説明

事業者の
決定

- ・契約
- ・議会への報告

開始

- ・活用の開始